

水道料金及び下水道料金の改定について

令和元年 10 月 1 日から消費税率（国、地方）が 10%に引き上げとなる見込みです。

このことに伴い、水道料金及び下水道料金（農業集落排水施設使用料を含む）を下記のとおり改定する予定です。

つきましては、町民の皆様にはご負担をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。



上下水道使用料金改定表（※令和元年 10 月 1 日から適用）

1. 水道料金

用 途 別	基 本 料 金			超 過 料 金	
	基本水量	旧料金	改定料金	旧料金	改定料金
家 庭 用	8 m ³ まで	1,700 円	1,731 円	252 円	257 円
営 業 用	15 m ³ まで	3,968 円	4,041 円	252 円	257 円
団 体 用	12 m ³ まで	3,170 円	3,230 円	252 円	257 円
学 校 用	60 m ³ まで	15,864 円	16,157 円	252 円	257 円
福祉施設用	500 m ³ まで	42,924 円	43,718 円	252 円	257 円
浴 場 用	300 m ³ まで	27,184 円	27,687 円	252 円	257 円
酪農施設用	15 m ³ まで	3,968 円	4,041 円	126 円	129 円

2. 下水道料金

用途別	基 本 料 金			超 過 料 金	
	基本水量	旧料金	改定料金	旧料金	改定料金
家 庭 用	8 m ³ まで	1,270 円	1,294 円	189 円	193 円
営 業 用	15 m ³ まで	2,982 円	3,038 円	189 円	193 円
団 体 用	12 m ³ まで	2,372 円	2,416 円	189 円	193 円
学 校 用	60 m ³ まで	11,896 円	12,115 円	189 円	193 円
福祉施設用	500 m ³ まで	32,182 円	32,778 円	189 円	193 円
浴 場 用	300 m ³ まで	20,380 円	20,757 円	189 円	193 円
酪農施設用	15 m ³ まで	-	-	-	-

※ 令和元年 10 月 1 日時点で継続利用中の方は、経過措置により 10 月検針時は旧税率（8%）が適用され、11 月検針時から新税率（10%）が適用されます。
10 月 1 日以降に使用を開始した場合は 10 月検針分から新税率（10%）が適用されます。

【お問い合わせ先】 建設課上下水道グループ（電話 34-2121 内線 243）